○農林水産省告示第二千四百三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

総トン数	隻数
旧トン数	
四十八トン未満のもの	九
新トン数	
四十トン未満のもの	

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十八年十二月十二日から平成二十九年三月十一日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

2　この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

○経済産業省告示第二百八十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項の登録調査機関として、同法第九十六条において準用する同法第七十条に規定する登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において読み替えて準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	登録更新後の調査業務開始年月日
三重県電気工事業工業組合	三重県津市垂水字焼尾二六一二番地九十三	平成二十八年十一月二十六日
大阪府電気工事工業組合	大阪府大阪市北区本庄東二丁目三番三十八号	平成二十八年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百八十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項の登録調査機関として、第九十六条において準用する同法第七十条に規定する登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において読み替えて準用する同規則第百七条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月九日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	更新後の調査業務開始年月日
京都府電気工事工業協同組合	京都市南区東九条南河辺町3番地	平成二十八年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百八十八号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月九日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本車両検査協会

2　登録更新年月日　平成二十八年三月四日

3　登録認証機関の所在地　東京都北区豊島七丁目26番28号

4　登録の区分　D（自動車）、T（医療安全用具）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　一般財団法人日本車両検査協会　東京検査所
東京都北区豊島七丁目26番28号

二　一般財団法人日本車両検査協会　大阪検査所
大阪府堺市堺区山本町二丁66番2

三　一般財団法人日本車両検査協会　本部安全技術部
東京都北区豊島七丁目26番28号

○国土交通省告示第千四百号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4416号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	フロッグコートG　III型	東洋物産株式会社	布地、縫い糸及び型式名を変更

○国土交通省告示第千四百一号

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の七の規定により一般財団法人全国建設研修センター理事長から登録講習機関の登録事項の変更の届出があったので、同規則第十九条の十六第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

変更に係る登録事項

・代表者の氏名　浅野間一夫

・講習事務を行う役員の氏名　浅野間一夫

○関東地方整備局告示第三百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

関東地方整備局長　大西　亘

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神奈川県中郡大磯町西小磯字切通四二四番二から同町国府本郷字切通五一四番九まで	前	一六・一九～二七・八〇メートル	〇・〇八七キロメートル
	後	一七・〇九～二八・四五メートル	〇・〇八七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所